

平成28年
4月施行

秋田県

木材利用促進条例



◎木材の利用を促進し、県内の林業及び木材産業の振興を図り、本県の経済の活性化に寄与することを目的として「秋田県木材利用促進条例」が施行されました。

◎本条例では、木材の利用の促進について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、木材の利用の促進に関する施策の基本的な事項を定めています。

木材の利用を促進しましょう！！

秋田杉をはじめとする豊かな森林資源に恵まれた本県においては、木材は建築物のみならず、家庭用品や家具、薪炭など生活の多くの場で使われ、曲げわっぱや桶樽などの伝統的工芸品の製造も盛んであり、林業及び木材産業が地域の基盤産業として、本県の経済を支える重要な役割を果たしてきました。しかしながら、近年においては、様々な分野で木材や木製品に代わり他の素材や製品が使用されるようになり、林業及び木材産業は厳しい状況におかれています。

こうした中で、私たちは、木材を利用することの重要性に関する認識を改めて共有し、林業及び木材産業の振興を図るため、県及び市町村で進めている公共建築物等の木造化及び木質化とともに、日常生活や事業活動における木材の利用の推進に県全体で取り組んでいく必要があります。

■秋田県木材利用促進条例の仕組み

目的（第1条）

木材の利用の促進は、

→地域の基盤産業である林業・木材産業の振興

→本県経済の活性化に寄与



基本理念（第3条）

林業・木材産業事業者等の自主的な取組が促進されること。

県、市町村、事業者、県民等、関係者の連携・協力のもとに推進されること。

県土の保全等、森林の公益的機能の維持増進が図られること。

目的達成のための基本施策（3本柱）

I 木材の優先利用（ウッドファースト）の促進（第9条）

II 県産木材の利用の促進（第10条）

① 県内の森林から産出する木材の利用の促進

② 県産木材製品の県内利用の促進

III 県産木材製品の国内販売・輸出の促進（第11条）

関係者の主な役割と協力

●県の責務（第4条）

○木材の利用の促進に関する総合的な施策の策定・実施の責務

◎森林所有者、林業事業者の役割（第5条）

○森林の適切な整備・保全に努力
○木材の計画的な供給に努力



◎木材産業事業者の役割（第6条）

○県内の森林から産出する木材の利用に努力
○国内販売・輸出に努力

○建築関係事業者の協力（第7条）

○県が行う施策に協力
(県民等への木材利用の提案等)



○県民・一般事業者の理解と協力（第8条）

○木材の優先利用（ウッドファースト）への理解
○県産木材製品の利用に協力

施策の推進方法

■ 関係者による協力体制の整備（第12条）

■ 市町村が行う施策への協力（第13条）

■ 木材利用促進指針の作成（第14条）

■ 実施状況の公表（第15条）

意見を交換し、相互に協力するための体制の整備
木材利用の情報の提供、助言その他の必要な協力
木材利用の促進施策の方向を定める指針の策定
木材利用の促進の実施状況を年次報告